平成２２年（フ）第１５８４０号
東京都世田谷区新町１丁目１―18　ウォルナット３―104
債務者　伊澤　　豪
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８４１号
東京都調布市深大寺東町１丁目７―９
債務者　杉山　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８７７号
東京都世田谷区代田５丁目８―12
債務者　植木　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８７８号
神奈川県厚木市栄町２丁目10―９―304
債務者　中村　　彩（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８８０号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町4429―11
債務者　牧　真秀子（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８８１号
東京都日野市日野本町２丁目８―５　第４三幸荘202
債務者　本橋　清美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８８２号
東京都豊島区池袋本町３丁目31―９
債務者　大久保信正
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８８７号
東京都町田市本町田95　公社住宅ロ125
債務者　萩原マリヤ
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０号
沖縄県沖縄市照屋１丁目６番16号
債務者　上江洲洋子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６０号
愛媛県大洲市中村445番地２
債務者　品川加奈子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第４５号
熊本県山鹿市寺島1412番地
債務者　古家　芳博
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時10分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第６１５号
岡山市東区西大寺新地284番地16
債務者　川田　聡美（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８０３号
東京都江東区大島５丁目40―９―307
債務者　東山　祐子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８２１号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―３―210
債務者　内藤　昌孝
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５２号
静岡県焼津市本町６丁目１番８号
債務者　山梨　宏子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８８号
静岡県島田市尾川294番地の３
債務者　山下　康広
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部